



平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード番号：8337 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長
梅田 仁司
電話番号 043-243-2111 (大代表)

第一回第一種優先株式の取得および消却に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行発行の第一回第一種優先株式の全部につき、当行定款第 19 条第 1 項に基づき、平成 26 年 9 月 12 日をもって取得、ならびに当該取得を条件として会社法第 178 条、当行定款第 16 条第 1 項および同第 3 項の規定に基づく消却を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 第一回第一種優先株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,250,000 株 (発行済第一回第一種優先株式総数に対する割合 100%) |
| (3) 株式の取得価額(※) | 1 株につき 4,045,205 円 |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 5,056,506,250 円 |
| (5) 取得日 | 平成 26 年 9 月 12 日 |

※ 第一種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額 (取得日において、取得日の属する事業年度の初日 (同日を含む) から取得日 (同日を含む) までの日数に 100 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する)) を加えた額の金額。

2. 消却の内容

- | | |
|---|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 第一回第一種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 1,250,000 株 (上記 1. により取得する第一回第一種優先株式の全部) |
| (3) 効力発生日 | 平成 26 年 9 月 12 日 |
| (4) 消却については上記 1. により第一回第一種優先株式の全部を当行が取得することを条件とします。 | |

以上